

新型コロナウイルス肺炎の影響の下の
企業操業再開における注意事項

2020年2月19日

春節休暇の延長が終了し、各地の工場・企業が相次いで生産・業務再開を進めている。しかし、現在新型コロナウイルス肺炎の疫病発生状況はいまだ深刻な状態であるため、操業再開にあたり、下記事項に注意する必要がある。

一、感染予防・抑止措置の実施

(一) オフィス

1. 室内の換気を十分に行う

- ・ 自然換気を優先しつつ、機械機器による換気を採用してもよい。セントラル空調を使用する場合、換気システムが正常に運行していることを確認し、すべての排気が直接室外に排出されるようにする。セントラル空調を使用しない場合は、給気口を封鎖する必要がある。

2. 清掃と消毒を十分に行う

- ・ オフィスエリア、公共物品及び公共接触物品または箇所に対して、定期的に清掃と消毒を行い、清掃・消毒の記録の当番記録を作成する。重点エリアに対しては、専門業者に依頼し、全面的な殺菌消毒を行う。

3. 感染予防・抑止のために必要な防護用品を用意する

- ・ 医療用マスク（またはKN90/KN95マスク）、防護服、防護メガネ、75%アルコール（含浸綿）または84消毒液（商品名）などの消毒液、消毒専用石けん液、体温計、使い捨て手袋/ゴム手袋などの感染予防用物資。

4. 大人数での会議削減

- ・ 密閉空間での大人数での会議をできるだけ避け、ビデオや電話会議を利用する。会議を開かなければならない場合、会議室の席の配置間隔は1メートル以上開け、会議の時間をできるだけ短くする。時間が長くなる場合には、良好な換気環境を保つ必要がある。会議終了後、地面と物体の表面を消毒する。

(二) その他の公共区域

1. エレベーター

- (1) エレベーターに乗る際は常にマスクを着用する。エレベーターのボタンを押すときは、手袋やティッシュを挟むことが好ましい。エレベーターを利用した後は手洗い・消毒を

する。

- (2) エレベーターに乗る際に他人と一定の距離をおいて、混雑している場合は、次のエレベーターを待つ。
- (3) 毎日定期的にエレベーターを消毒し、特に操作パネルについては消毒を入念にする。新型コロナウイルス肺炎の疑いのある患者や感染患者を搬送したエレベーターは、直ちに消毒処理を行う必要がある。

2. トイレ

- (1) トイレは常に換気し、床面を乾燥させ、水たまりがないようにし、換気扇などの機器を使用し換気する。
- (2) 十分な量の消毒専用石けん液、手洗い設備を用意し、必要に応じて手指用アルコール消毒剤を配備する。
- (3) トイレの清掃頻度を増やし、毎日少なくとも二回全面的に清掃を行う。使用済みティッシュや便器の汚物などのゴミ整理と、洗面台やトイレの床などの掃除も奨励される。
- (4) トイレの重点箇所に対して消毒処理を強化する。重点箇所とは、内外のドアノブ、洗面台、蛇口およびそのハンドル、洗面台、便器、便器のボタンなどであり、人が接触する物体の表面および床面について、少なくとも毎日2回以上消毒する。

3. 食堂

- (1) 食堂では、納入業者や料理提供者はマスクと使い捨てゴム手袋を着用する。また検疫なしの活鳥・活魚肉品の購入を禁止し、調理する際には生ものと調理済食品の分離を徹底し、肉類の生食を避ける。
- (2) 従業員に食事の前後の手洗いを指導する。従業員は食事の時間以外はマスクを着用するようにする。
- (3) 従業員の弁当や料理の各自持参を奨励し、食事時間をずらすことで、従業員が一度に集まって食事をとることを避ける。食事時の会話を避けるように、なるべく早く食事を済ませるよう指導する。
- (4) 食器は煮沸消毒や蒸気消毒をし、専門スタッフが統一して配膳し、できるだけ自ら食器を取らないようにする。食堂は毎日消毒し、テーブルと椅子は食事終了後直ちに消毒する。

(三) 従業員の予防作業

- (1) 感染予防チームを設置
人員管理、環境消毒、感染予防対策の宣伝、物資準備などの作業を行い、会社内のあらゆる感染予防措置を整備する。
- (2) 従業員に対する復帰前の健康モニタリング制度を確立する

従業員が復帰する前に、まず健康状況のモニタリングを行い、従業員が復職する前の健康状態を観察する。気道感染の症状があったら、全快後に復帰させる。

- (3) 職場復帰後は毎日、体温測定を実施し健康診断カードを記入する。従業員はオフィスビルに入る前に自主的に体温検査を受ける。発熱などの異常を発見した際は、家に帰って休憩・観察し、必要に応じ病院を受診し、同時に関連の登録をする。
- (4) 複数の人員で仕事をする際はマスクを着用し、話をする場合には距離を保つことを推奨する。紙の書類や資料を渡す前又は渡した後に、素早く手を洗う。
- (5) 訪問者登録管理を十分に行う。訪問客はオフィスビルに入る前に必ず体温測定を受け、個人情報を登録しなければならない。体温が 37.3°C を超える人は入場禁止とし、感染予防責任者へ通報する必要がある。外来の訪問者は自分でマスクを着用する必要がある。

(四) 緊急区域の設置

- ・ 公共スペースに緊急エリアを設置し、新型コロナウイルス肺炎の疑いのある患者や感染患者が現れた時、まず当緊急エリアに隔離し、その後は関連の規定に従って処理を行う。

(五) ゴミの処理

- ・ ごみの分別管理を強化し、適時収集、運搬する。使用済みのマスクと鼻腔分泌物の付着したティッシュを廃棄するための、廃棄物専用のゴミ箱を増設し適時整理する。毎日二回、75%のアルコールまたは塩素消毒剤を使ってゴミ箱を消毒する。

二、国務院及び北京・上海・広州・深センによる企業操業再開に関する通達

1. 2020年2月8日、国務院は新型の冠状ウイルスによる肺炎感染に対する抑止メカニズムについて、「疫病の科学的予防抑止を確実に強化し、企業の秩序正しい操業再開に関する通知」を発布した。<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/42311/42503/index.htm>

「通知」の要求は以下の通りである。

- (1) 各地方から北京、上海、広州、深センに戻る時期や持ち場復帰のピーク時を避け、秩序ある復帰を推進し、業種別に生産・業務再開計画を制定し、感染予防・エネルギー供給・交通物流・都市-農村間の運行・医療用物資と食品などの生活必需品の生産、飼料生産、市場流通販売など重要な経済と民生に関わる領域に対して、必要条件を保障し直ちに生産再開・業務再開できるよう推進しなければならない。重点プロジェクトの従業員は適時持ち場へ戻り、速やかに業務を開始する必要がある。
- (2) 全力で交通運輸組織の保障を行う。鉄道、民間機などの組織は、運行力を調整し重点対象者の運送を十分に行い、疫病の感染拡大リスクを確実に低減する。
- (3) 各市は感染状況を分類し、ウイルスの核酸検査などの迅速なスクリーニング能力を向

上させ、安全を確保した上で範囲を拡大し、スクリーニング速度を向上させる。

- (4) 重点対象者の隔離と感染者の治療を強化する。
- (5) 各市は企業が各種感染予防についての要求を確実に実施するように指導し、各企業は生産経営の特徴に基づいて、生産再開前及び生産過程における検測スクリーニング、通勤保障、個人防護などの感染予防作業を十分に行う。
- (6) 各市内の全ての産業チェーン協調体制の速度を上げる。重点企業の駐在連絡員制度を確立し、機械、人員、資金不足などの問題を適時に解決し、原料と補助材料、重要部品などの安定した供給を保障する。
- (7) 各市は安全生産と社会の安定について全面的に把握し、防疫物資、倉庫物流、運送配送などの重点企業における重大な安全リスクの検査を十分に行う。
- (8) 各市は公共サービスの保障能力を向上させ、現場の医療関係者の保護物資を保障した上で、公共サービスの職場の防護需要を満たすよう努力し、複数の方式により企業の負担を確実に減らす。

2. 2020年2月11日、北京市国有資産監督管理委員会は、「市の管理企業の生産・業務再開後の公共エリアにおける疫病予防抑止業務の一層の強化に関する通知」を発行した。

(http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202002/t20200211_1628134.html)

- (1) 「通知」は、各企業のオフィス、会議室、工場、生産現場、工事現場などの公共エリアと食堂、寮、シャトルバスなどの人員が集まるエリアに対して具体的な予防対策を要求している。主体责任を厳格に履行し、公共エリアに対して封鎖式管理を厳格に実施する。出入り口に検査スポットを設置し、従業員と車両は証明書によって通行する。
- (2) 入場者は必ずマスクを着用し、体温検査を受けなければならない。
- (3) 消毒作業と安全検査を厳格に実行し、往来者、車両の登録を厳しく確認する。職場に復帰する従業員に対して厳格な検疫・検査登録を行い、重点対象者の管理をしっかり行う。
- (4) 24時間緊急対応当番制度を実施し、従業員が集まる活動を一時停止し、フレックスタイムを採用する。
- (5) 政府の各部門は連携して感染予防抑止の作業を強化し、積極的に所轄政府機関、住宅区とコミュニケーションを行う必要がある。

3. 2020年2月9日、上海市経済・情報化委員会は「企業の生産・業務再開作業に関する通知」を発表した。

(<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw63480.html>)

「通知」の主な内容は以下の通り。

- ・ 各区が生産・業務再開に関する専門連絡者制度を建立し、予防・抑止措置を確実に実施するよう指導することを要求する。
- ・ 企業の主要責任者による操業再開と感染予防抑止指導チームを成立し、感染予防抑止

の業務を担当させる。予防・抑止対策の宣伝を強化し、企業の雇用状態を安定させ、社員の健康状況の自主申告と承諾制度を実施し、分類管理を展開する。重点地域から上海に戻った患者と濃厚接触があると確認された従業員に対して、本市の隔離観察制度を厳格に実施する。

- ・ 従業員の職場復帰を保障し、「9つの重点場所の予防のための消毒技術の要点に関する通知」（上海病控伝防[2020]32号）の要求に従い、環境消毒制度を実施し、予防のための消毒作業を展開する。企業の体温測定スポットと臨時隔離室を設立し、専門的な感染予防管理者を決定し、防護マスク、消毒液、赤外線温度計などの感染予防制御用品を配備する。
- ・ 応急処置の管理を強化し、作業場で、新型コロナウイルス肺炎の疑いのある患者を発見したら直ちに臨時隔離室に移動させ、現地の疫病コントロール機構に連絡して指導処理を要請し、関連調査・処理に協力する。
- ・ 監督報告制度を実施し、24時間緊急対応当番制度とリーダー当番制度を実施し、適時区の経済・情報部門、園区の管理委員会及び街・鎮の関連部門に報告する。
- ・ 「通知」に基づき、上海の一部の地区は当区の企業の再稼働前に届出を申請する必要がある。

- (1) 松江区における新型コロナウイルスウイルスによる肺炎の感染予防・抑止作業指導チームが当区の企業生産・業務再開に関する作業を行うことについての通知 (<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw32419/nw48516/nw48545/u26aw63696.html>)

各業界の企業は、生産・業務再開する前に、生産場所の所在する街道、鎮、経済開発区の疫病予防コントロール指揮部に「松江区企業生産・業務再開の届出書」、企業操業再開案、関連説明資料（市外従業員の移動情報を含む）、疫病状況対応策と「企業生産・業務再開に関する承諾書」などを提出し、関連街道、鎮、経済開発区の審査を通過すれば生産・業務再開することができる。

- (2) 青浦区の生産企業の操業再開に関する作業案

(<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw32419/nw48516/nw48545/nw48608/u26aw63797.html>)

当区内企業は所在の鎮（街道）、園区に操業再開申請（一式四部、法人署名、公印捺印）を提出する必要がある。申請資料には「青浦区生産企業の操業再開に関する審査届出書」、操業再開に関する作業案、関連説明資料が含まれる。

- (3) 静安区はオフィスビル内企業のための操業再開ネット申請チャンネルを開設

(<http://www.jingan.gov.cn/xwzx/002020/20200213/b2897c7a-a94d-4167-bad8->

[46a2d5ae2083.html](#))

疫病状況の予防と抑止期間に、オフィスビルにある企業が、安全で秩序だつて操業再開することを保障するために、「静安区オフィスビルで勤務する企業の操業再開ネット申告チャンネル」が「上海静安」Wechat 公式アカウントとアプリで同時に開通した。この申告システムは区内のオフィスビルに位置する企業と従業員を対象としており、オンラインで申告した後、職能部門はオンラインで審査を完了し、「無接触」で処理することができる。

4. 2月7日、広州市疫病予防抑止指揮事務室は「企業の安全且つ秩序ある操業再開のための作業に関する通知」を発表した。

(http://www.gz.gov.cn/xw/tzgg/content/post_5655587.html)

「通知」では、2月9日に生産・業務再開する企業は、下記の条件に合致しなければならないとしている。

- (1) 企業が感染予防の応急対策と対応措置を制定し、感染予防管理体系を建立し、各レベルの責任者の職責を明確にしなければならない。
- (2) 従業員の状況を把握し、しっかり管理する。企業は復帰する従業員の健康状況と過去14日間の動向を把握しなければならない。疫病の発生状況が深刻な地域から戻ってきた又は同地域に行ったことのある従業員に対して、重点観察台帳を設置し、14日間の経過観察期間を経て問題ないことを確認した上出勤させること。また、発生状況が深刻な地域に依然として滞在している従業員に対して、暫く広州に戻らないように勧告する。
- (3) 企業は、赤外線体温計・消毒液・マスクなどの必要な感染予防物資を用意し、経過観察場所を設置しなければならない。経過観察場設置の条件をクリアしていない企業は、市、区の統一計画に基づき、具体的な経過観察場所を確定し、所在のコミュニティに報告する必要がある。
- (4) 企業は生産場所・オフィス、従業員の居住地の通風、消毒、衛生管理などの作業を十分に行い、条件の許す企業は原則として封鎖式管理とフレックスタイム制度を採り入れ、関係者以外が企業に入ることを禁じなければならない。毎日すべての企業に入る人に対して体温測定を行う。また、人員の流れと集中のリスクを低減させるため、ラッシュアワーを避ける通勤体制の実施、オンラインオフィス、ビデオ会議、時間差食事時間制度などの措置を推奨する。
- (5) 企業は疫病感染予防知識の研修計画を制定し、生産・事務の作業場の目立つ位置に、新型コロナウイルスによる肺炎に関する感染予防知識欄を設置し、関連の感染予防知識を十分に普及させ、多くのチャンネルで疫病感染予防の教育を行う必要がある。

また、当該通知によると、各区は企業の操業再開に対して審査制度を実施する。下記は一部

の区域の通知である。

- (1) 天河区政府は「天河区所轄内企業の操業再開に関する告知書」を発表。
(http://www.thnet.gov.cn/zjth/tzth/tzdt/content/post_5660553.html)
企業はまず「天河企業康」という WeChat ミニプログラムで情報を入力した後、企業承諾書をメールにて業界主管部門に提出する。
- (2) 越秀区による所轄内各企業・ビルの操業再開届出制度の実施に関する告知書
(http://www.yuexiu.gov.cn/tzyx/jmdt/content/post_5657750.html)
越秀区所轄内各企業・ビルが操業再開するにあたり、「越企康」という WeChat ミニプログラムで情報を入力し、企業承諾書を提出する。ただし再開日の2日前（営業日・休日を問わず）に前もって申告する必要がある。
- (3) 荔湾区科工信局による、規模以上の工業企業の生産再開における疫病予防作業の強化に関する通知
(http://www.lw.gov.cn/lwzx/tzgg/content/post_5655936.html)
生産再開の条件に合致した企業は、再開する前に所属の街道に、生産再開の届出表、疫病状況予防制御承諾書、企業営業許可証を提出し登記する必要がある。登記した後、街道事務所より生産再開の条件に適合していることを確認が行われた後、再開することができる。
- (4) 海珠区による、企業の操業再開の関連事項の明確化についての通知
(http://www.haizhu.gov.cn/gzhzkgsx/gkmlpt/content/5/5656/post_5656376.html)
操業再開の条件を備えた企業は、オフィスの所在地に応じて、再開の少なくとも3日前に電子メールで所属の街道に申告する（申告は分級管理を実施する。1.従業員が5人を超えない企業と個人経営者は、操業再開の届出表を提出し、所属の街道に申告する。従業員が5人を超える企業は、操業再開の届出表と疫病状況予防抑止方案を提出し、所属の街道に申告する。）
- (5) 広州市番禺区新型コロナウイルスによる肺炎の感染予防抑止作業チームによる、企業の操業再開の届出制度の実施に関する通知。
(http://www.panyu.gov.cn/zwgk/zcwj/fzqzfbwj/content/post_5657136.html)
2月9日の24時以降、全区内の各業界企業は、操業再開の条件を備えたことを前提として、少なくとも2日前に前もって報告・準備する必要がある。企業は所属する鎮政府（街道事務所）に申請し、所在する鎮政府（街道事務所）が申請書類を受理する。
- (6) 増城区に所在する企業の操業再開はネットで申告
(http://www.zc.gov.cn/gzzcyj/gkmlpt/content/5/5658/post_5658064.html)
操業再開するすべての企業は「増城区企業安全操業・生産再開業務ガイド」に従って、「増康」という WeChat ミニプログラムで関連資料をアップロードして申告すれば、操業再開できる（建築業の企業は WeChat ミニプログラムでの申告ではなく、別途で

住建局へ申告する)。

5. 深セン市新型の冠状ウイルスによる肺炎の感染予防作業弁公室による、企業の操業再開届出制度の実施に関する通告

(http://www.sz.gov.cn/szzt2010/yqfk2020/szzxd/content/post_6698683.html)

一、企業操業再開の条件

(一)感染予防抑止制度を整備する

- ・ 企業は疫病の感染予防抑止に関する内部責任制度を明確にし、感染予防管理体系を築く。主要責任者・担当責任者・部門責任者の職責を明確にし、本企業の感染予防抑止のための応急対策と対応措置を制定しなくてはならない。

(二)従業員の状況を把握し、十分に管理する

- ・ 企業は従業員の戸籍と過去 14 日間の動向を調査しなければならない。疫病の発生状況が深刻な地域から来た又は同地域に行ったことのある従業員に対して、重点観察台帳を作成し、また上記のような従業員にしばらくその地に留まり、暫く深センへ戻らず持ち場への復帰を延期することを奨励する。また、上記のような従業員が深センに戻る場合、時期を見極める必要がある。企業内部の医学観察、自己隔離などの措置を規定に従い着実にいき、14 日間の経過観察期間を確保し、従業員の体温測定の結果が正常値になってから初めて出勤させる必要がある。

(三)設備・物資を完備する

- ・ 企業は感染予防に必要な物資を用意し、体温計・消毒水・マスクなどの感染予防物資を用意しなければならない。経過観察場所の設置を確保する必要があり、寮がある場合、臨時経過観察場所を設け、単独の個室、相対的な独立部屋を疫病の発生状況が深刻な地域からの帰った従業員の臨時経過観察場所として配置することができる。経過観察場所としての条件を備えていない企業は、市、区の統一計画に基づき、具体的な経過観察場所を確定し、所在のコミュニティに報告する必要がある。

(四)内部管理をしっかりとすること

- ・ 企業は内部管理を実施し、原則的に閉鎖式管理を行い、関係者以外の人が入ることを禁ずるものとする。毎日、入口で企業に入る全ての人に対して体温測定を行い、規定に従って業務を再開する従業員の状況、重点観察人員の状況、従業員の健康状況などを報告する必要がある。また、企業はオフィスと経営場所の通風、消毒、衛生管理及び隔離区の管理をしっかりと行き、生産・営業再開の前の個人感染予防知識に関する全員研修制度を確立し、実行する。

二、企業操業再開の届出・審査制度の実施

全市内の各業種企業の操業再開にあたり、上記の条件を備えていることを前提に、操業再

開前、少なくとも5日（営業日・休日を問わず）前に所在管轄地の疫病予防コントロール指揮部に報告し、生産再開の届出表、疫病状況予防制御承諾書を提出・申告しなければならない。申告は分級管理を実施する。従業員人数が300人以上の企業は、所在区の疫病予防コントロール指揮部に申告する。従業員が300人を超えない企業は、所在する街道の疫病予防コントロール指揮部に申告する。うち、建築、交通、下水道などの市所轄の建設工事項目は、施工単位が統一して市の建設主管部門に提出し、申告を行う。

以上

本情報の収集・翻訳はジェットロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェットロ広州事務所が校正した。

●青葉顧問（広州）有限公司

田 倩

広州市天河区体育西路109号高盛大廈12楼B室

●ジェットロ広州事務所

広州市天河北路233号中信広場2602室

電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は2020年2月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェットロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェットロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。